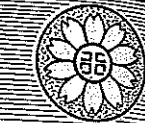




「熊」

アイヌは、熊を山の幸を恵む神、あるいは祖先の霊としてあがめ、仔熊は神の子として愛し育てる。
アイヌの熊まつりは有名である。



北海道行政書士会報

発行所
札幌市大通西6丁目
北海道行政書士会
T ②3881・②0545
振替口座小樽8224
印刷所
株式会社 正文舎印刷所
札幌市菊水西町2丁目
電話⑦151〜3番

41 3 23

深川市深川町蓬来町1丁目33
有珠郡伊達町字鹿島町54
苫小牧市大町町南端

岩崎 求
斎藤 福次郎
岩井 真三郎

住所と同じ
伊達町鹿島町19
住所と同じ

法7条4

第三十号 報 もくじ

一、特 報 2

「労務保険士法」案に反対する

一、支部だより 2

釧路支部
小樽支部

一、会務報告 3

第五回常任理事会
部長 会議

一、誌上講座 4

戸籍法について

沢田 孝先生

一、報 告 6

会 員 移 動
会費納入状況

目行連臨時総会状況

全国八支部長会状況

一、掲 示 9

行政書士の登録
登録のまつ消

一、お願いと連絡 9

一、事務局日誌 10

一、あとがき 10

（金費未収の方は是非至急お払込み下さい。よく「会費は催促のハガキが来てからでしよう」という方がありますが会連営の唯一の財源ですから前納するよう御協力お願い致します。）
○旭川市役所市民課の沢田孝先生の誌上講座「戸籍法」について（会費二十三号の第三回から長編のご指導）

届出期間について

戸籍法の届出起算日については民法第一四〇条の期

- (4) 届出の期間
- (イ) 届出義務者が死亡の事実を知った日から七日以内
- (ロ) (3)の場合は十日以内

- (3) 本籍不明者の死亡届
- 死亡者の本籍が不明の場合、又は死亡者が誰であるか認識することができない場合は、警察官が検視調査を作り、これを添付して死亡地市町村長に報告する。
- この警察官の報告があった後に死亡者の同居の親族又はその他の同居者が死亡者を認識したときは、死亡届出の義務が生じ、認識したその日から十日以内に死亡届をしなければならぬことになる。

- (2) その他の記載事項
- 法定様式の用紙にある通り
- (イ) 死亡者の男女別
- (ロ) 死亡者が日本の国籍を有しないときはその旨
- (ハ) 死亡者の職業
- (ニ) 出生後三十日以内に死亡したときは、出生の時刻
- (ホ) 死亡当時における配偶者の有無
- (ヘ) 生存配偶者の出生の年月日、等である。

記載することになっている。
死亡の場所については、その記載によって直ちに要死者であることが察知されるような記載は避けなければならないことになっている。例えば「何村大字何々鉄道線路上、又は何々川原」等の記載は、その最も近い処の地番号、地番号がない場合は地名までに留めることになっている。

一、議事

- (イ) 会長挨拶
- 行政書士業務に関する諸官署及び関係団体の参集を願ひ非行政書士の取締りを願うと共に業界発展の協力を要請するため連絡協議会を開き度い、その方法準備と云うことで協議を願う。
- (ロ) 慎重協議の結果左の通り決定
- 1 名称 行政書士業務に関する連絡協議会
- 2 会場 自治会館
- 3 期日 十一月十日 午後三時より
- 4 参集範囲
- 道庁側

誌上講座

戸籍法について(第八回)

旭川市役所市民課

沢田孝

死亡

自然人の権利能力の始期は原則として出生によるものであり、権利能力の終期は死亡である。死亡は、権利能力終了の唯一の原因である。死亡とは人の呼吸が停止し、且心臓の鼓動が停止することである。通常の場合呼吸が先に停止し、続いて心臓の鼓動が停止するので、結局心臓の鼓動が停止した瞬間に死亡したことになる。然しながら呼吸と心臓の鼓動の両方のうちどちらが先に停止したかわからないが、兎に角両方が停止していた場合、即ち水死のような場合に人口呼吸によつて蘇生することがあるが、これは仮死の状態であつて死亡ではない。この死亡の定義は、呼吸が停止したことを指す。

公法上においても出生の場合と同じように極めて重要な意義をもっている。故に戸籍には死亡の年月日の外時分まで記載してこの点を明確にしている。ところが実際問題として、死亡したことは確かだがその時刻が判然としないことがある。このような場合には相続上いろいろの問題が生ずる。

例えば昭和二十九年九月二十六日の洞爺丸転覆事故のような場合に、夫の氏を称して婚姻した夫婦とその子の三人が乗つていて、三人とも死体で発見されて、別々の医師によつて死体検案書が作られたとする、その死亡の時刻が夫、子、妻の順に書かれていた場合、夫の財産は先ず子が相続、妻が相続し、つぎに子の死亡によつて子が相続した財産を妻が相続し、妻の死亡によつて妻が相続した財産を子が相続する。

間の計算法の原則(期日の初日は算入しない)によらないで初日を算入すべきものと解されている。

届出期間の計算法については民法の適用があるときとされている。即ち期間の末日が一般の休日にあたるときは、その翌日を以て満了し(民法第一四二条)月を以て定められた期間は暦に従つて計算する。(民法第一四三条)年末年始の休日が戸籍の届出期間満了の日に応当する場合、即ち年末の十二月二十九、三十、三十一日が届出満了の日であるときは、これらの日は民法第一四二条にいうその他の休日には該当しないので、その日を満了の日とすべきであるが、この届出期間満了の日が年始の一月一、二、三日であるときは一月四日を満了の日と解するのが相当とされている。

(5) 添付書類

死亡届には、必ず医師の死亡診断書、又は死体検案書の添付を必要とする。

死亡診断書とは死亡者を診察した医師の作成したものであり、死体検案書とは診察をしなかった医師が死亡後に、死体を検案して作成するものをいう。死亡届は法定様式であつてその下部に診断書又は検案書を印刷してあるので、その様式によらなければならない。

非本籍地で死亡届が提出される場合に医師の診断書又は検案書が一通しかないときは、他の一通は写として作成したもの添付すればよい。

この写には「この死亡診断書の謄本は原本と相違ない」と記載、年月日を記入して届出人が署名捺印する。又この写は市町村長が作成してもよいことになっている。

死亡診断書又は死体検案書を添付することができない場合は、届書の其の他の欄にその旨を記載して死亡の事実を証すべき書面を添付する。この場合には市町村長は必ず監督法務局の受否の指示

- 総務部地方課(二名)
- 民生部社会保険課長
- 衛生部環境衛生課長
- 建築部宅地課長
- 各種団体側
- 北海道社会保険士協会
- 北海道食品衛生協会
- 北海道宅地建物取引業協同組合
- 行政書士側
- 会長 副会長(三名)、経理部長、成沢常任理事、支部長代表(札幌、十勝、旭川) 事務局職員二名。

死亡によつてその財産は妻の親族が相続することになる。即ち死亡時刻の記入のやり方で、夫の父祖伝来の財産は夫の親や親族には全然相続の権利がなくなり、妻の親族に全部行くことになる。この場合に妻が一番先に、夫が一番あとに死亡したことになる。妻の親族には全然相続権がなく、全財産が夫の父母、祖父母、父母祖父母がない場合は兄弟によつて相続される。最近のように交通事故や風水害等の天災が多くなつてくると、相続法上の争が多くなつてくるので昭和十七年三月の民法改正で同時死亡の推定的一条が設けられた。

以上のように死亡の事実、出生に劣らない重要な意義を持つているので、戸籍に漏れなく、且つ迅速、正確に記載されなければならない。

そしてその記載は、原則として死亡の届出によつてすることになっているが、届出のできないような特別の事情がある場合には取扱官公署の死亡報告や航海日誌の謄本によることもある。また特殊の場合として、通常生存するとは考えられない百歳以上の高齢者で、死亡の届出又は報告を期待できないときは、戸籍整理の行政措置として市町村長が職権で死亡の記載をする場合がある。

死亡届

- 法定様式である。この届出は報告的届出である。
- (1) 死亡の年月日時分及び場所

この事項は戸籍に記載される事項であり、特に死亡の時、分、については出生の場合と異なつて前述のとおり極めて重要であるので、死亡診断書の記載と合致していなければならない。尚この時間については十二時又は十二時何分というように十二時を使用しない。午前十二時としないので午後零時と十二時とを区別し、その日の午後零時と午後十二時とを区別する。

を添付しなければならないので、その手続のため届書を一部多く提出すること。

- 死亡の事実を証すべき書面にはいろいろなものがあり次のものが認められている。
- (イ) 被殺害者に対する刑事判決の謄本
- (ロ) 水難死亡者に対する船長の証明
- (ハ) 災害者につき火葬者、死体発見者等の証明書
- (ニ) 在外邦人につき日本人会長の証明書
- (ホ) 状況目撃者の事実陳述書
- (ヘ) 官公署の調査に基づく証明書
- (ロ) 遺骨携帯者の証明書、災害状況の証明書、僧侶等の葬儀執行証明書
- (イ) 死亡現認書

(6) 届出地

原則として死亡地でなければならぬ。例外として死亡地が不明のときは、死体を最初に発見した地、汽車その他交通機関の中で死亡したときは死体をその交通機関から降ろした地、航海日誌を備えない船舶の中で死亡した場合には、その船舶が最初に入港した地、海上で難船死亡した場合には、遭難現場最寄の市町村長に届出ることになっている。

海上で死亡した場合、死亡地の推定が困難の場合及び死亡地を推定することが可能であっても、最寄の市町村長の判定が困難の場合は、本籍地市町村に届出ることになっている。

(7) 届出義務者

死亡届は、報告的届出であるから、届出の義務者がある。

その順位は、第一順位が「同居の親族」である。この同居の時期は死亡時を標準とする。又同居とは住民票が同一世帯でなくとも、現実同居しておればさしつかえないとされている。例えば遠隔

報告

の地に嫁いでいる娘が生家に到着と同時に発病し、その日のうちに死亡した場合でも、生家の父は同居の親族として死亡届をすることが出来る。第二順位は「その他の同居者」である。その他と云うのは親族以外と云うことである。第三順位として「家主、地主、又は家屋土地管理人」となっている。これは「死亡の場所」と云う意味である。この届出順位は絶対的のものではなく、前順位者の届

出前に後順位者が届出てもさしつかえない。届出懈怠の責は前順位者が法定期間後に届出ても処罰されることはないことになっている。(8) 死亡届と埋火葬の許可 埋火葬許可は死亡の届出を受理した後でなければ与えてはならないことになっている。またこの許可は届出地の市町村長が与えることになっている。(以下次号に続く)

会員移動

◆入会 (41年9月1日より10月31日まで)

支部	会員番号	氏名	事務所	入会月日	備考
室蘭	七九二	桑原 浅之助	幌別郡登別町字鶯別一三九の七四	9・1	新入会
日高	七九三	尾田 一利	幌泉郡幌泉町字幌別二八二	〃	〃
空知	七九四	久保田 政太郎	雨竜郡秩父別一六二四	〃	〃
札幌	七九五	徳田 和夫	札幌市月寒中央通七丁目	9・2	〃
釧路	七九六	井上 淳	釧路市宮本町三	〃	〃
札幌	七九八	小原 健栄	札幌市北三条東一丁目九	〃	〃
釧路	七九九	佐藤 定雄	釧路市城山町一三	〃	〃
〃	七九九	木村 利男	釧路市若松町一	9・12	〃
札幌	八〇〇	小平 忠	札幌市北四四条東二丁目	9・16	〃
函館	八〇一	田村 英夫	函館市東雲町五番一	9・19	〃
〃	八〇二	沢野 クニエ	函館市青柳町三三番二	〃	〃
札幌	八〇三	阿部 義太郎	札幌市南四四条西一四丁目	〃	〃

◆退会

支部	会員番号	氏名	事務所	退会月日	備考
網走	八〇四	佐藤 紀夫	札幌市月寒五四四	9・20	新入会
留萌	八〇五	梶山 茂雄	北見市幸町一六の一	9・21	〃
〃	八〇六	寺井 利恵	留萌市幸町三丁目四〇	10・4	〃
十勝	八〇七	中村 徳男	帯広市西七条南一丁目二〇 山田林業KK 夕張郡由仁町三川 二八七の七 森方	10・20	〃
空知	八〇八	照井 政雄	〃	〃	〃

◆日行連臨時総会状況

◎日本行政書士会連合会臨時総会、及び日行連全国八支部長会議には種々の都合により本会は出席出来なく、その状況を知るよしも無かったのですが、宮崎県会報に登載されましたので転載して報告します。

○日本行政書士会連合会臨時総会状況

- 1 と き 七月十六日 午後一時三十分
- 2 と ころ 岡山市
- 3 換 拶 日行連浅井義会長は臨時総会開催の主旨について、日行連合会則不備のため変更
二、昭和四十一年度補正予算審議
三、「労務保険士法」法制化反対決議
以上三件を主題として御協議を願うために御出席を煩わした旨の挨拶をした。
- 4 議 事

審議の結果

- (1) 日本行政書士会連合会則変更 新設規定 支部長会議、会員の表彰、報告義務に関する諸規定条件の新設。
- (2) 昭和四十一年度補正予算 昭和四十一年四月十六日東京都に於いて開催された臨時総会に予算案で審議された会費一人当り金二十円を金四十円に増額した案に対し月額三十円とするに議決したため必然的に予算の補正となったもので、補正予算案どおり可決した。
- (3) 役員改選 監事二名、補欠選出 理事を十六名とすることを可決
- (4) 「労務保険士法」法制化反対決議 国会に提出すべく準備中の労務保険士法案は当然行政書士法に定める行政書士の職務分野であり

◆転出入者

小林 洋一 10月 小樽支部より札幌支部へ転入
(札幌市南一条西七丁目二)
林 寛守 9月 旭川支部より札幌支部へ転入
(札幌市月寒五三七の一)
小林 洋一 10月 札幌支部より小樽支部へ転入
(小樽市長崎町二八番地)

◆九月末会費納入状況

九月末日まで会員から納入のあった会費についてみると、予算額の八三・六%(過年度会費含まず)人員では五二・〇%(全員に対して収めた人数)で金額と人員の計算は会員数とその在籍月数としました。

金額と人員とに開きを生じた理由は、新入会員が九月末日で一〇四名という予算を大きく上廻り、いずれも会費は六カ月前納という例を行使したのと、又会員中十月以降十二月分まで既に納入された方も多々ある半面、年当初より未納の方及び途中月間でそのままだという状態がかなりありますので在籍月数により延人員という性格で支部別は次の通りです。

(九月末日現在納入率)

支部	会員数	%	支部	会員数	%
札幌	一四九名	七六%	函館	四二名	七三%
小樽	四三	八六%	空知	六六	八一%
旭川	九一	八五%	留萌	一〇	七七%
宗谷	七	七二%	網走	六二	八〇%
室蘭	三六	七二%	日高	一五	八〇%
十勝	五五	七三%	釧路	三八	八九%
根室	一一	六一%	〃	〃	〃

行政書士法違反者を救済せんとするものであるから労務保険士法の法制化に絶対反対することを決議した。

(決議文省略)

右反対運動の展開

(1) 日本行政書士会会長名で

国会、関係官庁、要路筋に宛て、労務保険士法案阻止方の陳情をなした。

(2) 宮崎県行政書士会は

本県選出国會議員諸先生はじめ系統機関並びに関係方面に反対意見書を作成提出した。

(3) その他

◎九州各県共同提案

日行連九州支部は去る七月十日福岡市に於いて昭和四十一年度臨時総会を開催し宮崎県会は席上「昭和四十一年度日行連事業計画に採択を要する事業計画案」なるものを配布し、これが協力を要望したところ全員大拍手を以て賛成し「九州各県提案」として臨時総会に提案することに決議した。

その提案事項は次のとおりである。

- 第一号 行政書士試験制度廃止案阻止について
- 第二号 報酬額全国統一の実現化について
- 第三号 職域の正常化並びに非行政書士の排除について
- 第四号 日行連の組織機能の強化と民主的運営の実現化について

○九州支部要望事項

- 第一 旅費規則の制定について
 - 第二 日行連旅費負担の確立について
 - 第三 支部事務取扱費交付について
 - 第四 振替口座開設について
- 以上をもって臨時総会のほんの概況を記述した。

◆ 日行連全国八支部長会議状況

一、会議召集者
日本行政書士会連合会支部長会議長 大海 卯一
一、会議の目的
岡山臨時総会(四十一年七月十六日)における議決事項の実施促進と、支部運営について協議するためであった。
一、会議の日程
日時 昭和四十一年九月二十五日 自午前十一時
場所 大阪市東区久宝寺町山中荘 至午後五時
出席者
日行連 名 譽 会 長 橋 本 雅 晴
日行連 副 会 長 大 海 卯 一
日行連 支部長・会議長 近 藤 正 治
日行連 支部長 中 部 支 部 長 高 橋 二 三
日行連 支部長 近 畿 支 部 長 土 屋 重 行
日行連 支部長 中 国 支 部 長 山 下 綱 一
日行連 支部長 兵 庫 支 部 長 種 本 次 左
日行連 支部長 滋 賀 支 部 長 廣 田 美 三
日行連 支部長 京 都 支 部 長 児 島 末 吉
日行連 支部長 愛 知 支 部 長 三 原 莊 一
日行連 支部長 大 阪 支 部 長 青 木 奈 良 吉
欠 席 者
日行連 会 長 浅 井 光 義
四 国 支 部 長 岡 井 義 雄
東 北 支 部 長 細 川 竜 吉
北 海 道 支 部 長 渡 辺 慶 吉
欠 席 者 何れも二六号台風のため甚だ遺憾であった。
一、開会の辞
大海八支部長会議長
支部長会議開催の主旨目的について
庄司日行連副会長
浅井日行連会長が二六号台風による交通機関遮断のため出席されないので代理する旨挨拶。
一、議案並びに決議事項
1 報酬額全国基準の設定
2 労務保険士法の阻止

41年9月1日から 10月31日までの 会 員 移 動 調

支 部	41年9月1日現在	入 会		退 会		41年10月31日現在
		新入	出 入	死亡	廃業	
札幌	144	5	2	1		149
函館	40	2				42
小樽	43	1	1			43
旭川	65	2				67
留萌	92		1		2	89
宗谷	10	1				11
網走	7					7
蘭越	61	1				62
高田	36	1			1	36
勝路	14	1				15
室蘭	55	1				56
十勝	35					38
釧路	11	3				14
計	613	17	3	3	4	626

労務保険士法案は、労働省が主体で厚生省と両省でやっているが、該法案は一応再検討というところで審議未了となり、事実上は廃案同様となった。正式に出されなかつた様であるが次回国会には必ず二頭の蛇となつて現われるものと思われる。
又、臨時報告にかかる行政書士試験廃止問題もおそろそかにない。
本問題は両方合併して考えねばならない最も重大なる問題であるが、労務保険士法の阻止についての具体的運動方法を協議したいと述べた。
種本兵庫会長
本阻止問題は根本的に反対する方法を練らねばならぬと述べた。
庄司日行連副会長
先日労働大臣に面接し陳情書を出していただいた旨を発表した。
更に最悪の場合における和戦両様の意見も出た。

3 支部別官民合同会議の実施
近畿支部は、すでに三回ほど官民合同会議をやっており、除々に手なづけていく。
合同会議の目的は官民が一堂に会合して官庁側は行政指導の方針と、実施内容について、また民間側は業務に關する事項を直接話し合つて相互の理解を深めるとともに、業務の改善向上に資するにある。一例を申しますと、行政書士法のPRを始めとし、行政書士報酬額改訂問題などについてこれを手近に持つて行き、比較的官民共に諸種の話し合いが極めてスムーズに進んでおり官民合同会議は最も効果的である。と言つて合同会議実施の意義及びその必要性を強調し、是非各支部毎に官民合同会議を開催するようにしてもらいたいと述べた。

4 その他
(1) 各ブロック毎に実施すること。
(2) 日行連本部にあっては、本部主催にて早急に、自治省、厚生省、労働省など、折衝して合同会議を開催すること。
(3) 弱体会の組織について運営面、活動面につき、百%の強化に努むること。
(4) 会費の納入について円滑に行くよう協力すること。
(5) 単一強化強化すれば日行連も強化される。よつて単一強化の強化に心をもち努力すること。
(6) 支部連絡会を催すことにより支部と支部との間の連絡緊密化を図ること。
(7) 支部規約を早急に作成して報告すること。
(8) 支部規約は全国統一のため日行連本部において規約案を作成し各支部に送付すること。(九州支部提案)
(9) 各都道府県会報は日行連本部に送り、会長はその声を取入れること。
(10) 報酬額の調査、標準額の決定、臨時調の問題、労務保険士法阻止問題等に対する研究的機関を設けること。
(11) 沖繩会は正会員として日行連の傘下に入れるようにすること。
(12) 陸運事務所関係の申請書類を行政書士に非らざる者が作成しているが、これは全国的の問題であるからこれが取締りの徹底を期すること。
(九州支部発言)
本件については、さきの岡山における臨時総会の際、九州各県共同提案として提出したところであるが、未だに未解決であるのは甚だ遺憾である。
日行連は早急に法務省民事局との折衝解決に乗り出すことを切望する。
現在職域で具体的にはつきりしているものについては、日行連より民事局及び日司連に文書を以て通報する等適宜の措置を講じてもらいたい。

掲 示

◆ 行政書士の登録

登録年月日	登録番号	住 所	氏 名	資 格
41・7・19	石狩 18号	札幌市月寒東2条4丁目	徳田 和夫	法2条1
41・7・27	渡島 5号	上磯郡上磯町字追分18	池田 勇助	法2条2の5
41・7・1	上川 9号	旭川市4条通14丁目右4号	武田 力一	
41・8・3	上川 10号	旭川市東旭川町愛宕82の11	瀬戸 勇	
〃・〃・〃	上川 11号	旭川市6条通14丁目右5号	安部 忠次郎	
〃・〃・〃	上川 12号	旭川市錦町15丁目2979	藤井 義満	
41・7・12	胆振 10号	虻田郡豊浦町字東雲町125	斎藤 房由	
41・7・1	日高 2号	幌泉郡幌泉町字新浜7	川村 金吾	
41・7・23	十勝 5号	帯広市西13条南6丁目1の16	若月 寿治	
41・7・29	十勝 6号	帯広市西1条南30丁目3	後藤 末吉	
41・7・30	十勝 7号	河西郡更別村字更別南1線91	村瀬 勘一	
41・7・9	網走 6号	北見市常盤町378	須藤 正美	法2条1

◆ 行政書士登録のまつ消

まつ消年月日	住 所	氏 名	まつ消理由
41・8・4	上川郡東鷹栖町近文9線24号	近田 三夫	法7条1の3
〃・〃・〃	富良野市西2条南3丁目	大越 充	法7条1の4
41・6・30	釧路市共栄大通7丁目	刀根 敏夫	法7条1の3

次に掲げる書類は行政書士以外の司法書士及び土地家屋調査士その他の者は業として作成できないものと思われる。

具体的事例

- ① 司法書士は戸籍法(旧)第三六条に、いわゆる届書その他の書類を作成することはできないものとする。
- ② (昭和六年四月、同十三年四月、法曹会決議) 司法書士は、公証人役場に提出する委任状の作成をなすことはできない。
- ③ 行政代書人(現行政書士)において作成することは差支えない。
- ④ (昭和十四年三月法曹会決議) 司法書士は債権者が内容証明郵便を以てその債権の弁済督促のため発する催告書を業として作成することを得ない。
- ⑤ (昭和十一年十一月法曹会決議) 農地法第三条による知事宛の許可申請書の作成は司法書士の業務の附随行為には含まれない。
- ⑥ (登記研究一六号四二頁質疑応答) 交通安全協会をシャッターする。
- ⑦ 非行政書士の取締りを強化する。

◆ お願いと、連絡

● お願ひ

会報其の他郵便物を会員名簿の宛名の通り発送しましたが、住所不明で返戻された方が左記の通りです。連絡が付かないので困っておりますので、お心当りの方は至急本会までお知らせ下さい。

(敬称略 順序不同)

- 苫小牧市勇弘 25 唐崎 政晴
- 帯広市西一条一丁目 大下 春見
- 釧路市黒金町10丁目4 明石 富男
- 札幌市南2条西8丁目1 花松 勲
- 札幌市北9条東6丁目 石岡 豊太郎

● 連絡

行政書士会員、バッチ出来しました。

会報に添付されたが比較標準のバッチが出現した。

八〇〇円に送料(八〇円)計八八〇円です。御注文をお待ちしております。
本会事務局へ代金を添えて申し込み下さい。

事務局 日誌

九月

- 1日 入会 室蘭一 日高一 空知一
- 2日 入会 札幌一
- 3日 四ヵ月以上会費滞納者に督促状発送(二三七通)
- 5日 入会 釧路2 札幌一
- 7日 41年7月15日現在会員名簿と会報第29号一回目発送
- 8日 退会 旭川一
- 12日 会報二回目発送
- 13日 入会 釧路一
- 15日 長期会費滞納者に督促状発送(一〇七通)
- 16日 名簿及び会報住所不明のため返戻されたものの六通
- 17日 内容証明催告書発送(五通)
- 18日 敬老の日 休日
- 19日 入会 札幌一
- 20日 釧路支部臨時総会に出席のため会長、藤山副会長出席
- 21日 入会 函館2 札幌1
- 22日 常任理事会開催の準備
- 24日 入会 札幌一
- 25日 入会 網走一
- 26日 第五回常任理事会午後六時より経済センター九階第二会議室で開催
- 27日 会長宅で部長会議開催
- 28日 入会 室蘭一

衆参両議院議員社会労働委員の先生方に「労働保険士法案」阻止のため再三要請し協力をお願いしたに付、日行連会長、本会会長連名にて礼状を発送し更に再度かかる類似業法の上程なきよう願望した。

十月

- 4日 入会 留萌一 退会 札幌一(死亡)
- 8日 小樽支部研修会に会長、副会長藤山利夫氏出席
- 10日 体育の日 休日
- 14日 三ヵ月以上会費滞納者に督促状発送(一五六通)
- 19日 市内北二、西三の辰美旅館で部長会議を開き諸官署及び関係する諸団体との連絡協議会開催準備
- 20日 入会 十勝一 空知一
- 21日 退会 旭川一

◆ あとがき

一、各支部夫々独自の活動をして居られることと思いますが相互の研修資料に、且つ親睦の一端にもなるでしょうし、ご寄稿願ひれば会報に掲載してご披露したいと考えていますので是非ご連絡下さい。

一、会費のご送金は振替を利用願ひます。

安全で且事務的に処理し易くお互能率的です。なお振替の領収証を以て会費の領収証に代えることになっておりますので大切に保存下さい。

